

生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている障害者の就労を維持・確保するため、就労継続支援事業所の生産活動の拡大に向けて必要となる経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 交付の対象は、生産活動拡大支援事業実施要綱（令和3年12月23日付け障発1223第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「国実施要綱」という。））3（1）に規定する就労継続支援事業所とし、第1に規定する経費は、県の区域（盛岡市の区域を除く。）において就労継続支援事業所が行う生産活動の拡大に向けて必要となる経費であって、別表第1の補助対象経費欄に掲げるものとし、これに対する補助額は、同表の補助額欄に掲げる額とする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助の目的、概要を変更しない範囲において、補助金交付決定額の減額変更をしようとする場合とする。

(補助金の交付条件)

第4 規則第6条第2項に規定する条件は、令和3年度障害者総合支援事業費補助金（追加協分）交付要綱（令和4年1月18日付け厚生労働省発障0118第7号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）7（7）とする。

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限)

第6 規則第19条第1項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第19条第1項第2号に定める機械及び重要な器具で知事が指定するものは、この補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が30万円以上の機械、器具その他の財産とする。

(補助金の額の確定等)

第7 知事は、規則第13条の規定による補助金請求書その他の書類の提出を受けた場合には、速やかに当該書類の審査を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する

ものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(補助金の支払)

第8 補助金は、第7に規定する補助金の額の確定後に支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、前金払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前号ただし書きの規定により補助金の支払いを受けようとするときは、生産活動拡大支援事業費補助金前金払請求書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(立入検査等)

第9 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第10 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びにその事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第11 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕

入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

- 第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（その他）

- 第13 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和4年3月4日から施行し、令和3年4月1日以後に実施した補助事業について適用する。

別表第1 (第2関係)

補助対象経費	基準額	補助額
<p>補助の対象となる費用は、次に掲げる費用であって、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日付社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき費用であって、国交付要綱別表第2欄「生産活動拡大支援事業」における第4欄に定める経費とする。</p> <p>① 新たな生産活動への転換等に要する費用</p> <p>② 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用</p> <p>③ 経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用</p> <p>④ 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用</p>	<p>以下の算出式による算出額に応じ、下表のとおりとする。</p> <p>【算出式】</p> <p>ア 国実施要綱3(1)③ア(ア)に該当する事業所の場合 対象月の前々年同月を含む事業年度（注1）の年間生産活動収入－（対象月の生産活動収入×12）</p> <p>イ 国実施要綱3(1)③ア(イ)に該当する事業所の場合 事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－（対象月の生産活動収入×12）</p> <p>ウ 国実施要綱3(1)③ア(ウ)に該当する事業所の場合 事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－（対象月の生産活動収入×12）</p> <p>エ 国実施要綱3(1)③イ(ア)に該当する事業所の場合 対象期間の前々年同期間を含む事業年度（注2）の年間生産活動収入－〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕</p> <p>オ 国実施要綱3(1)③イ(イ)に該当する事業所の場合 事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕</p> <p>カ 国実施要綱3(1)③イ(ウ)に該当する事業所の場合 事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕</p>	<p>事業所ごとに基準額欄に定める基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（算出額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。）の合計額とする。</p> <p>なお、複数の事業所を運営する法人においては、1法人当たりの上限を120万円とする。</p>

	①の費用	
	算出額	基準額
	15万円以上	15万円
	15万円未満	当該算出額
	②、③、④の費用	
	算出額	基準額
	5万円以上	5万円
	5万円未満	当該算出額
	注1 国実施要綱3(1)③ア(ア)※2 に該当する事業所にあつては、対象 月と比較した月を含む事業年度。	
	注2 国実施要綱3(1)③イ(ア)※3に 該当する事業所にあつては、対象期 間と比較した期間を含む事業年度。	

別表第2（第12関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	生産活動拡大支援事業費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	1 生産活動拡大支援事業費補助金申請様式	第1号別紙1	1部	
	2 生産活動拡大支援事業費補助金所要額内訳	第1号別紙2	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類		1部	
規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により承認を受ける場合の書類	生産活動拡大支援事業費補助金変更承認申請書	第2号	1部	当該事業の変更を行う日の15日前まで。
	1 生産活動拡大支援事業費補助金変更承認申請様式	第2号別紙1	1部	
	2 生産活動拡大支援事業費補助金所要額変更内訳	第2号別紙2	1部	
規則第6条第1項第3号の規定により承認を受ける場合の書類	生産活動拡大支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書	第3号	1部	当該事業の中止、廃止を行う日の15日前まで。
	1 その他知事が必要と認める書類		1部	
規則第13条第1項の規定による書類	生産活動拡大支援事業費補助金実績報告書	第5号	1部	事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
	1 生産活動拡大支援事業費補助金実績報告様式	第5号別紙1	1部	
	2 生産活動拡大支援事業費補助金精算額内訳	第5号別紙2	1部	
	3 生産活動拡大支援事業費補助金精算払請求書	第6号	1部	
	4 その他知事が必要と認める書類		1部	